

中山間地域等直接支払交付金 特認基準の変更について

滋賀県 農政水産部 農村振興課

特認基準 変更理由

背景

特認地域において、**営農の一体性が確認できる場合は、対象の旧市町村と他の旧市町村にまたがっている一定の農地についても、対象地域の範囲として取扱っている。**

(国の見解も踏まえ、県・市ともに交付対象として運用)

しかし、現行の特認基準では、そういった地域が対象となることについて、文言上読み取ることが困難な状況。

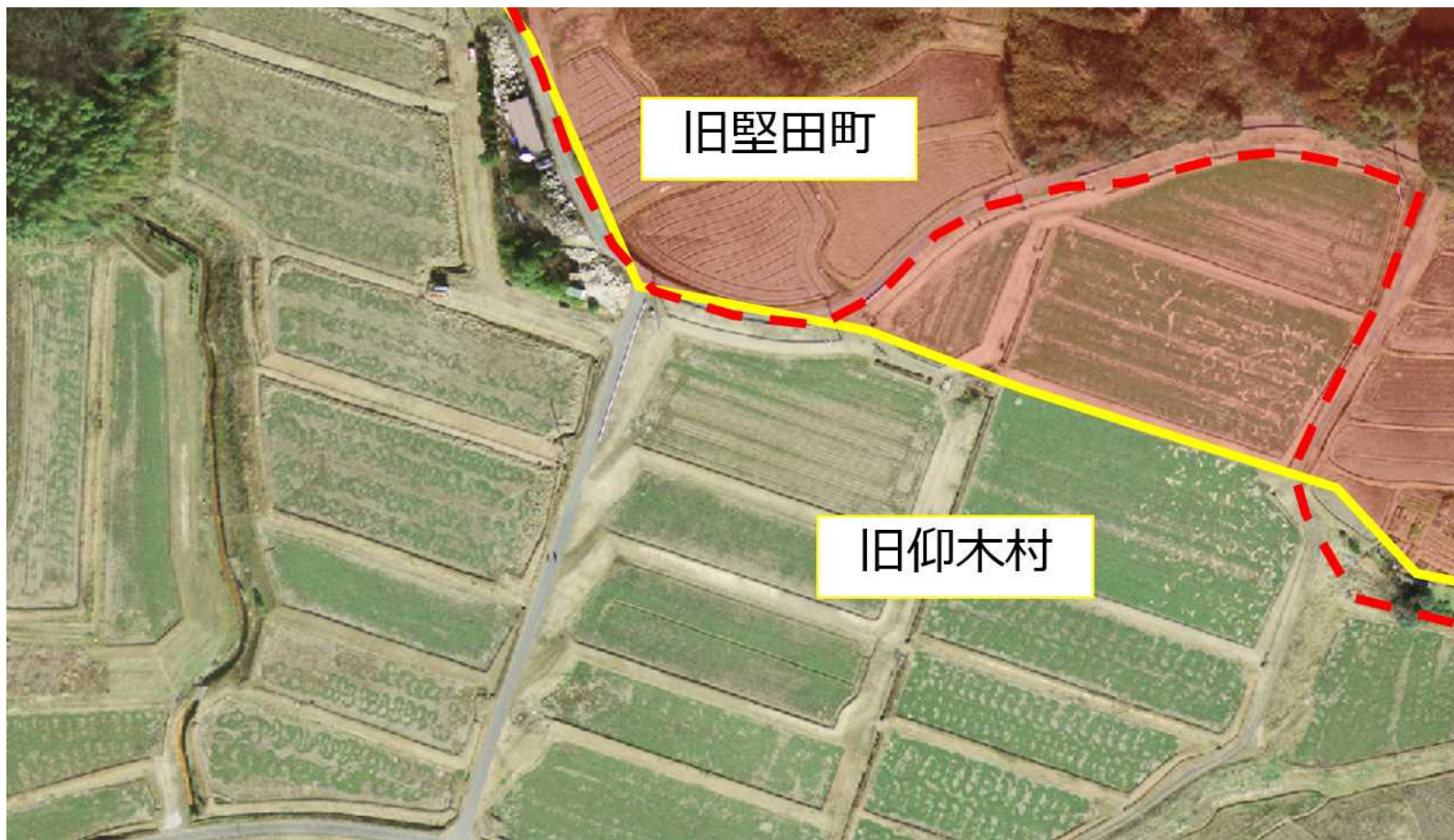


今回、特認基準の変更を行い、
対象地域・農用地を明確化する

対象地域の現状

—— 旧市町村界

- - - 協定エリア



本制度の対象農用地

地域指定

1. 地域振興立法の指定地域

- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ・ 山村振興法 ・ 過疎地域自立促進特別措置法 ・ 離島振興法
- ・ 棚田地域振興法 等

2. 特認地域

- ・ 知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

農用地指定

- ・ 急傾斜 ・ 緩傾斜 ・ 自然条件により小区画・不整形な田
- ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地 等

+ 特認基準

- ・ 上記に準ずるものとして、知事が定める基準

特認地域・基準について

中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、**特認地域及び特認基準についての審査検討**等を行う中立的な第三者機関を設置する。

国が定める特認基準のガイドライン

次の1から3までのいずれかの要件を満たす地域の中で4の要件を満たす農用地（中山間地域等直接支払交付金実施要領 別記4）

1. 8法地域に地理的に接する農用地
2. 農林統計上の中山間地域
（農林統計に用いる地域区分の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」または「山間農業地域」）
3. 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、以下の要件を満たす地域
 - ・ 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上 等

国が定める特認基準のガイドライン

4. 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと

ア 傾斜農用地

(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上)

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地

エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

オ 8法地域内の都道府県知事が定める基準の農用地

滋賀県 特認基準（案）について

地域基準

※国が定めるガイドラインに基づき作成

- (1) 8法地域に地理的に接する農用地
- (2) 農林統計上の中山間地域
- (3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、農林業従事者割合等の要件を満たす地域

※滋賀県独自の基準（継続）

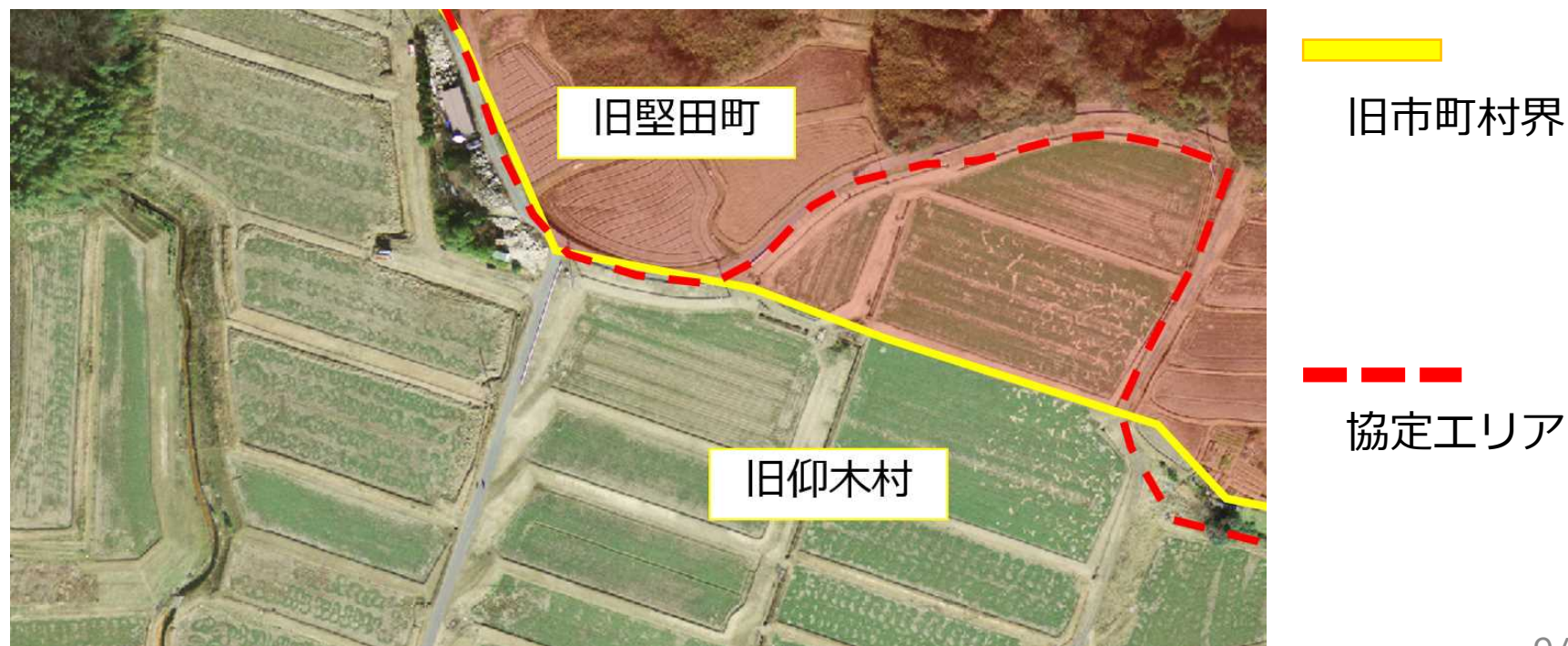
- (4) 昭和25年2月1日における市町村の区域で、特定農山村法における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令（平成5年政令第315号）第1条第1項に掲げる「**特定農山村地域**」の要件を満たす地域

滋賀県 特認基準（案）について

地域基準

※滋賀県独自の基準（追加）

- (5) 上記(1)～(4)の農用地と**一体的に協定締結**を行うことにより保全が図られる農用地



滋賀県 特認基準（案）について

農用地基準

1. (1)～(3)の地域は、以下のいずれかの条件を満たすこと
 - ア 傾斜農用地（田1/100以上、畑8度以上）
 - イ 自然条件により小区画・不整形な田
 - ウ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

2. (4)の地域は、次の要件を満たすこと
 - ア 急傾斜農用地の田（1/20以上）

滋賀県 特認基準（案）について

農用地基準

3. (5)の地域は、次の要件をすべて満たすこと **（追加）**

ア 急傾斜農用地の田（1/20以上）

イ (1)～(4)の農用地の**上流部に位置し、
農地が直接又は畦畔、農業用水路を境に隣接する農用地**



滋賀県 特認基準（案）について

耕作放棄地となった場合に想定される影響

- ・ 雑草の繁茂
- ・ 用排水施設管理への支障
- ・ 病害虫、鳥獣害の増加 等

下流の農地の保全に大きな影響を及ぼす

滋賀県 特認基準 新旧対照表

改正案	現行
<p>滋賀県特認基準</p> <p>I 特認の必要性 (略)</p> <p>II 特認基準 (略)</p> <p>1 地域基準 次の(1)から(5)までのいずれかの要件を満たす地域であること。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 上記(1) ~ (4)の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地</p>	<p>滋賀県特認基準</p> <p>I 特認の必要性 (略)</p> <p>II 特認基準 (略)</p> <p>1 地域基準 次の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす地域であること。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(新設)</p>

滋賀県 特認基準 新旧対照表

改正案	現行
<p>2 農用地基準 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 上記1の(5)の地域については、次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 急傾斜農用地の田 (1/20以上)</p> <p>イ 上記1の(1) ~ (4)の農用地の上流部に位置し、農地が(1) ~ (4)の農用地と直接又は畦畔、農業用水路を境に隣接する農用地</p>	<p>2 農用地基準 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(新設)</p>